



2023年2月21日

各位

会社名 株式会社 オプトラ
代表者名 代表取締役社長執行役員 範 賓
(コード番号: 6235 東証プライム市場)
問合わせ先 取締役執行役員 山田 満男
経営管理部 長
(TEL. 03-6635-9487)

業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年3月28日開催予定の第24期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ並びに、業績目標と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、①2017年3月29日開催の第18期定時株主総会において、金銭報酬として年額800百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、②2019年3月27日開催の第20期定時株主総会において、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与する目的で、当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、①の金銭報酬枠とは別枠で、年額100百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、並びに譲渡制限付株式報酬制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年7万株以内とすること等につき、それぞれご承認いただいております。本株主総会では、これらの報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度による業績条件型譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、現行の譲渡制限付株式報酬制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数とは別枠で年間8万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額及び譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産としての金銭報酬枠とは別枠で年額200百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものとなります。



す。)

また、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

譲渡制限期間は、当社取締役会が定める期間としております。各対象取締役に具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による業績条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当社取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、当社取締役会において決定する連続した3事業年度に関して当社取締役会が定める業績目標を達成したことを条件として、本制度により交付された株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること
- ③ 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、及び、譲渡制限期間満了時点において業績目標を達成することができず譲渡制限が解除されなかった当該株式を当然に無償で取得すること

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の業績条件型譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上